

# 改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要



## 交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な  
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの  
交通施策の促進

関係者相互間の連携と  
協働の促進

等

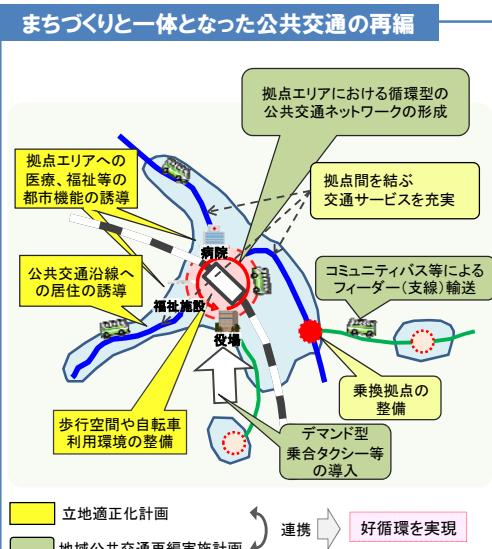
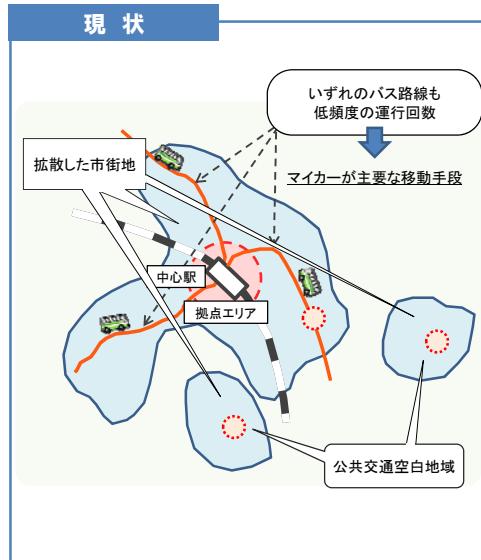
### 目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

### ポイント

- ①地方公共団体が中心となり、
- ②まちづくりと連携し、
- ③面的な公共交通ネットワーク を再構築

### コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

### 改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

#### 基本方針

国が策定  
まちづくりとの連携に配慮

#### 地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、  
地方公共団体が  
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

#### 地域公共交通特定事業

##### 地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

軌道運送  
高度化事業  
(LRTの整備)

鉄道事業  
再構築事業  
(上下分離)

...

##### 地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事業者等の同意の下に策定

実施計画

実施計画

...

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

\*改正地域公共交通活性化再生法については、平成26年11月20日に施行